

役員及び評議員の報酬等及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人茨城県教育財団（以下「財団」という。）の役員（理事及び監事をいう。以下同じ。）及び評議員の報酬等及び費用弁償に関し必要な事項を定める。

(報酬等の種類)

第2条 報酬等の種類は、常勤役員（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年茨城県条例第55号）第2条の規定により茨城県教育委員会から派遣された常勤役員（以下「県派遣役員」という。）を除く。以下同じ。）にあっては、報酬及び期末手当とし、非常勤役員及び評議員にあっては、報酬のみとする。

(非常勤役員及び評議員に対する報酬の支給)

第3条 非常勤役員及び評議員に対する報酬は、茨城県の特別職員及び一般職員の身分を有する者以外の者に支給する。

(報酬等の決定基準)

第4条 役員等の報酬等は、年間の総額20,000千円を超えない範囲内において、次条、第6条及び第8条（費用弁償分を除く）に定めるところにより決定する。

(役員及び評議員の報酬)

第5条 常勤役員等の報酬は、月額で支給し、その額は当該法人の経営状況その他の事情を考慮し、別表に定める額を基準として、評議員会で定める。

2 非常勤役員及び評議員の報酬は、別表に定める日額とする。ただし、同一日に2以上の会議に出席した場合は重複して支給しない。

(期末手当)

第6条 期末手当は、茨城県の特別職員の例によるものとする。

(費用弁償)

第7条 役員及び評議員がこの法人の用務のため旅行した場合は、旅費を支給するものとし、当該旅費支給区分は、茨城県において職員の給与に関する条例（昭和27年茨城県条例第9号）第5条第1項第1号に規定する行政職給料表9級の職にある者が受けることになる額に相当する額とする。

2 常勤役員にあっては、通勤手当を支給する。

(県派遣役員等の報酬等)

第8条 県派遣役員等の報酬等及び費用弁償については、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）及び公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年茨城県条例第55号）の定めにより茨城県教育委員会と財団が締結した取決め書の規定に基づき支給する。

(支給方法)

第9条 報酬等及び通勤手当並びに費用弁償の支給方法は、職員の例による。

2 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号に掲げる報酬等の種類に応じ、当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬 毎月21日（その日が日曜日、休日又は土曜日に当たるときは、その前日において、その日に最も近い日曜日、休日又は土曜日でない日）

(2) 期末手当 毎年6月30日及び12月10日（その日が日曜日、休日又は土曜日に当た

- るときは、その前日において、その日に最も近い日曜日、休日又は土曜日でない日)
- 3 非常勤役員に対する報酬は、理事会、監事監査及びこれに準ずる会議に出席した都度、支給する。
 - 4 評議員に対する報酬は、評議員会に出席した都度、支給する。
 - 5 報酬等は、通貨をもって本人に支払う。ただし、本人からの申し出があったときは、本人の指定する金融機関の口座振替の方法により支払うことができる。
 - 6 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(補則)

- 第10条** この規程の改正は、評議員会の議決により行う。
- 2 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この規程は、令和6年3月21日から施行する。
- 2 この規程による改正後の役員及び評議員の報酬等及び費用弁償に関する規程（次項において「改正後の規程」という。）別表の規定は、令和5年4月1日から適用する。
- 3 改正後の規程を適用する場合には、この規程による改正前の役員及び評議員の報酬等及び費用弁償に関する規程に基づいて支給された報酬は、改正後の規程による報酬の内払いとみなす。

付 則

- 1 この規程は、令和7年3月25日から施行する。
- 2 この規程による改正後の役員及び評議員の報酬等及び費用弁償に関する規程（次項において「改正後の規程」という。）別表の規定は、令和6年4月1日から適用する。
- 3 改正後の規程を適用する場合には、この規程による改正前の役員及び評議員の報酬等及び費用弁償に関する規程に基づいて支給された報酬は、改正後の規程による報酬の内払いとみなす。

付 則

- 1 この規程は、令和8年3月23日から施行する。
- 2 この規程による改正後の役員及び評議員の報酬等及び費用弁償に関する規程（次項において「改正後の規程」という。）別表の規定は、令和7年4月1日から適用する。
- 3 改正後の規程を適用する場合には、この規程による改正前の役員及び評議員の報酬等及び費用弁償に関する規程に基づいて支給された報酬は、改正後の規程による報酬の内払いとみなす。

別表（第5条関係） 常勤役員の報酬基準額

1 昭和22年4月2日より前に生まれた常勤役員の月額報酬

職の区分	月額
理事長	580,000円
副理事長	553,000円
専務理事	500,000円
常務理事	448,000円

2 昭和22年4月2日以降に生まれた常勤役員の月額報酬

職の区分	月額
理事長等	469,200円
専務理事等	415,000円
常務理事等	379,900円

注1 ただし、県の一般職の職員であった者が役員に就任する場合は、就任する役員の役職名にかかわらず、原則として専務理事等又は常務理事等の基準を適用するものとする。

注2 この表の規定にかかわらず、経営状況その他の事情により、理事長等の月額報酬について530,400円を、専務理事等の月額報酬について499,300円を、それぞれ上限として適用することができる。

3 非常勤役員及び評議員の報酬 日額13,000円